

住んでいない物件を利用しませんか

市では、所有者などが維持管理できない空き家を活用するため、所有者などと空き家を利用したい人をつなげる「空き家バンク」を開設しています。

空き家を放置すると 税が高額になることも

近年、少子高齢化による人口減少などにより、空き家が増加

しています。

管理の行き届かないまま放置されると、建物の倒壊や伸びた草木による景観の悪化、火災や不法侵入などさまざまな問題が

生じる恐れがあり、大きなトラブルになりかねません。空き家が原因で隣家などへ被害を与えた時は、所有者または相続人にも責任が及ぶ場合があります。また、管理不全の空き家は住宅ではないと見なされ、固定資産税・都市計画税の減額措置が解除されることがあります。

使わない空き家を 有効に活用しませんか

空き家の修繕や敷地内の樹木の伐採などは、その所有者や管理者が行わなければなりません。市では、継続的な維持管理が難しい場合に「空き家バンク」の利用をお勧めしています。

空き家バンクは市内に空き家（二戸建て）を持ち、賃貸・売買を希望する人と、空き家を活用したい人をつなぐ制度です。物件情報を登録することで、

空き家バンクホームページなどで公開され、物件を活用したい人からの希望を募ることができます。物件は老朽化していても登録することができます。



空き家バンク
ホームページ

空き家バンクを 利用するには

空き家を所有している人

① 建築住宅課（市役所5階）または空き家バンクホームページにある物件登録申込書などを同課に提出する

② 市職員などの立ち会いの下、現地調査を行い、契約内容や修繕の有無について確認する

③ 市が同ホームページなどで物件情報を公開する

④ 空き家を活用したい人から申し出があり次第、契約を結ぶ

空き家を活用したい人

① 建築住宅課または空き家バンクホームページにある利用者

登録申込書・誓約書を同課へ提出する

② 見学を希望する物件があれば同課 ☎ 20・1564へ連絡する

③ 市職員などと現地で物件の状態や契約内容などを確認する

④ 物件を決めたら契約を結ぶ
手続きは仲介業者が行います

利用者に安心して手続きをしてもらうために、契約などは千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。なお、仲介手数料がかかります。

空き家を 改修したい時は

市では、空き家を住まいや店舗などに活用するための改修工事にかかる費用を補助しています。

補助額（上限額） Ⅱ 改修費用の2分の1（住宅用改修は50万円、事業用改修は100万円。空き家バンクに登録された物件で、補助制度を活用する場合は、10万円を加算）

補助金の条件などは市ホームページで確認してください。

※くわしくは建築住宅課へ。



市ホームページ